

福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金給付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、燃料費高騰に伴う特別高圧電気料金高騰の影響を受けた県内中小企業等を支援するため、電力使用量に応じた支援を行う「福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金（以下、「支援金」という。）」を予算の範囲内において給付するものとし、その給付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める中小企業者及び同法第2条第5項に定める小規模企業者に該当するものをいう。

（事務局）

第3条 知事は、支援金を適正かつ円滑に給付するため、「福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金事務局」（以下、「事務局」という。）を設置し、事務局は、支援金に係る問合せへの応対、支援金の申請の受付並びに審査及び給付の通知を行う。

（対象事業者）

第4条 支援金の給付の対象となる者は、次の各号又はいずれかに該当する事業者（以下、「対象事業者」という。）で知事が認める者とする。

- （1）小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結している事業者であって、特別高圧電力を福岡県内で使用する中小企業等。
 - （2）小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結している事業者であって、当該事業者が管理する福岡県内の工場又は商業施設等（以下、「施設等」という。）において、特別高圧電力を使用のうえ、その電気料金を負担する中小企業等（以下、「テナント事業者」という。）がいる事業者。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業者は、支援金の給付の対象としない。
- （1）医療・福祉・教育施設等、福岡県が実施する同種の補助金の交付対象となる者。
 - （2）福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当する者、暴力団員が役員である者又は暴力団と密接な関係を有している者。

（申請手続）

第5条 支援金の給付を受けようとする対象事業者（以下、「申請者」という。）は、事務局が開設する「電子申請システム」において必要項目を記入し、次の各号に定める資料を添付のうえ、申請しなければならない。但し、知事がやむを得ないと認める場合は、書面による申請を行うことができるものとする。

- （1）履歴事項全部証明書（令和7年4月1日以降に発行されたもの。）

- (2) 契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料
 - (3) 電気使用量が確認できる資料
 - (4) 申請役員一覧
 - (5) テナント事業者一覧(様式第1号) ※第4条第1項第2号該当のみ
 - (6) 同意書(様式第2号)の写し ※第4条第1項第2号該当のみ
 - (7) 申請書(様式第3号) ※書面申請のみ
 - (8) 誓約書(様式第4号) ※書面申請のみ
- 2 申請者は、前項の申請を複数回行う場合において、重複する資料がある場合は、事務局が別に定める規定に基づき、資料の一部又は全部の提出を省略することができる。
- 3 前2項の定めによらず、知事が必要と認めるときは、事務局は申請者に追加資料の提出を求めることができる。

(申請の単位)

第6条 申請者は、特別高圧電力を受電する施設等を単位として、検針日ごとに申請を行わなくてはならない。

(給付額)

第7条 支援金の給付の額は、別表1に定める。

(申請の受付期間)

第8条 支援金の申請受付は、事務局による電子申請システム開設の日から令和7年12月26日までとする。

(受付及び審査)

第9条 事務局は、第5条に定める申請があったときは、申請内容を確認のうえ、受付及び審査を行い、その結果を知事に報告する。

(給付の決定)

第10条 知事は、前条に定める事務局からの報告に基づき給付の可否を決定のうえ、給付額を確定するとともに、事務局を通じてその決定内容を申請者に通知する。

(支援金の給付)

第11条 知事は、前条に定める給付を決定したときは、当該申請者に対して速やかに支援金を支払うものとする。

(テナント事業者への分配)

第12条 第4条第1項第2号に該当する申請者は、前条の支援金の給付を受けたときは、テナント事業者に対して、それぞれの電気使用量に応じて支援金を適正に分配しなければならない。

(検査等)

第13条 知事又は事務局は、適正な事務の執行のため必要があると認めるときは、申

請者に対して、申請内容の詳細な説明又は追加資料の提出を求めるとともに、関係帳票の確認又は現地調査等（以下、「検査等」という。）を行うことができる。

（取消）

第 14 条 知事は、申請内容に虚偽又はその他不正行為があると認めるときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取消することができる。

（返還）

第 15 条 知事は、前条に定める支援金の給付決定の全部又は一部を取消した場合において、既に支援金を給付しているときは、申請者に支援金の返還を命じることができる。

2 知事は、前項の規定に基づき支援金を返還させるときは、次の各号に掲げる内容を申請者に通知するものとする。

（1）返還金額

（2）返還期限

（3）延滞金に関する事項

3 申請者は、前項に定める知事からの通知を受けたときは、返還期限までに返還金額を返還しなければならない。

4 申請者は、前項の規定に係らず、返還期限までに返還しなかったときは、返還期限の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を知事に納付しなければならない。ただし、当該延滞金の金額が 10 円未満であるときは、この限りでない。

5 前項の場合において、当該返還を命ぜられた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

6 知事は、第 4 項の場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

7 第 4 項に定める延滞金の額の計算は、閏年の日を含む場合についても三百六十五日当たりの割合とする。

（資料等の整備及び保管）

第 16 条 申請者は、支援金の申請に係る資料及び帳票類を常に整備しておかなければならない。

2 申請者は、支援金の給付を受けたときは、給付を受けた日の属する年度から 5 年間、前項の資料及び帳票類を全て保管しておかなければならない。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月9日から施行し、令和7年度の支援金について適用する。
- 2 この要綱による改正後の福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金の給付について適用し、同日前の申請に係る支援金の給付については、なお従前の例による。

別表Ⅰ（第7条関係）

支援金の給付額

令和7年8月16日から令和7年9月15日までの間に検針して得られた特別高圧電気使用量のうち、中小企業等が使用した電気使用量	1 kwh あたり 1.2 円を乗じた額
令和7年7月16日から令和7年8月15日及び令和7年9月16日から令和7年10月15日までの間に検針して得られた特別高圧電気使用量のうち、中小企業等が使用した電気使用量	1 kwh あたり 1.0 円を乗じた額
申請者が第4条第1項第2号に該当する場合 (テナント事業者の電気使用量の取りまとめ及び分配に係る事務手数料相当額として給付するもの)	検針日ごとの申請においてテナント事業者1社あたり 1,260 円

福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金 同意書（様式第2号）

【申請者】法人名・屋号
代表者の職・氏名 殿

貴社が「福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金（以下、「支援金」という。）」の給付申請を行うにあたり、以下の事項について同意します。

- （１）貴社が支援金の給付申請を行うこと。
- （２）福岡県及び福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金事務局に、以下の情報を提供するとともに、対象期間における電気使用量等その他必要な情報を貴社が提供すること。また、以下の内容に変更が生じた場合は直ちに貴社に報告すること。

①法人名・屋号	
②代表者の職・氏名	
③本店の所在地	
④主たる業種	
⑤資本金	
⑥従業員数	
⑦テナント名	
⑧テナント責任者氏名	
⑨テナント電話番号	

- （３）福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
- （４）福岡県から支援金の給付を受けた場合において、当社を含む各テナント事業者に支援金を分配する方法、金額及び時期等については貴社に一任し、その決定に従うこと。
- （５）上記内容の虚偽若しくは法令違反等が判明した場合、又は内容変更に係る報告の遅延若しくは貴社の決定に応じない場合において、申請対象からの除外、分配対象からの除外又は分配された支援金の返還等の処分を受けること。

令和 年 月 日

【テナント事業者】法人名・屋号：
代表者の職・氏名：

福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金 申請書（様式第3号）

福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金を受給したいので、福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金給付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

ア 申請者情報	1. 法人名・屋号	
	2. 代表者の職・氏名	
	3. 郵便番号	
	4. 本店の所在地	
	5. 主たる業種	
	6. 資本金	
	7. 従業員数	
	8. 担当者の所属・氏名	
	9. 電話番号	
	10. メールアドレス	
	11. 文書の送付先	
イ 特別高圧電力関連情報	1. 契約の相手方	
	2. 契約年月日	
	3. 施設等の名称	
	4. 施設等の所在地	
	5. 検針日	
	6. 電気使用期間	
	7. 電気使用量	
	8. うち中小企業分	
	9. テナント事業者数	
	10. 電気料金の支払日	
ロ 入金先情報	1. 債権者登録番号	
	2. 金融機関名	
	3. 店舗名	
	4. 預金種目	
	5. 口座番号	
	6. 口座名義（カナ）	
ハ 申請額	1. 電力使用量（kwh）	
	2. 申請額①（※）	
	3. テナント事業者数（社）	
	4. 申請額②（1,260 円）	
	5. 申請額合計	

※令和7年8月16日から令和7年9月15日までに検針を行ったものは1.2円/kwhで算出すること

※令和7年7月16日から令和7年8月15日及び令和7年9月16日から令和7年10月15日までに検針を行ったものは1.0円/kwhで算出すること

福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金 誓約書（様式第4号）

福岡県知事 殿

「福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金（以下、「支援金」という。）」の申請にあたり、以下の事項について誓約します。

- （１）給付要綱に定める対象事業者であること。
- （２）申請内容の全てに虚偽がないこと。
- （３）対象期間中、①電力需給契約の終了又は契約内容の変更が生じる場合、②増資又は従業員の増加等により中小企業等の要件を満たさなくなる場合及び③倒産、事業の廃止又は譲渡等が生じる場合は、直ちに事務局に報告し、その指示に従うこと。
- （４）申請者が管理する施設等に入居する中小企業等がある場合は、当該中小企業等に対して支援金を適正に分配し、電気料金の負担軽減を図ること。
- （５）支援金の給付を受けた日の属する年度から５年間、支援金の申請に係る資料及び関係する帳票類を保管すること。
- （６）事務局による確認連絡、申請内容の補正指示、追加資料の提出依頼及び帳票類の調査等に応じること。また、事務局から指定された期日を守ること。
- （７）福岡県暴力団排除条例第２条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
- （８）申請内容に含まれる個人情報を、暴力団員又は暴力団員が事業主又は役員となっている事業者ではないことを照会するため、福岡県警察に提供することに同意すること。
- （９）個人情報の取扱いに関して、支援金の給付手続に必要な範囲内で福岡県と事務局において共有することに同意すること。
- （１０）国及び警察等の行政機関から、支援金の給付に関して調査依頼があったときは、当該行政機関の求めに応じて、必要な情報を提供することに同意すること。
- （１１）支援金の返還を求められたときは、返還期限までに納付すること。また、返還期限の超過により、延滞金の徴求を受けたときは、これを納付すること。
- （１２）支援金の申請及び給付に関して、小売電気事業者やテナント事業者等、関係者との間でトラブルが発生した場合は、当事者同士で協議のうえ、解決を図ること。
- （１３）給付要綱の定めを遵守するとともに、その他知事の指示に従うこと。

令和 年 月 日

【申請者】法人名・屋号：
代表者の職・氏名：